

機械集材装置、運材索道を起因物（小）とする死傷災害発生事例（2017年）

年	月	発生時	死傷災害発生事例	年齢	業種 (小)	事故の 型式	労働者 規模
2017	7	16~17	林業架線による伐倒木の集材作業中、被災者が集材する木（元口50cm・長さ15m程度）にワイヤーをかけ、無線で集材機オペに発車合図を送ったところ、根株と他の木（元口20cm・長さ8m程度）の穂先に当たりながら材が引っ張られたため、穂先を挟まれた木がテコの原理のようにして回転し、元口が被災者の後頭部へ当たった。被災者は身体ごと前に飛ばされ転倒し、脳震盪を起こして10分程度失神していた模様。その後、夕方まで仕事をして帰宅したが、首の痛みが酷くなってきた。	57	60201	6	50 ~ 99
2017	10	10~11	社内作業場にて、鉄屑の荷降ろしを終え重機から降りる時に、足を踏み外して左肩から落ちて、左手を地面に強打し左手首を骨折してしまった。	57	11209	1	10 ~ 29
2017	11	14~15	被災者は同僚2名と集材線（主索）に緩みが生じた為、先柱部位において緊張作業にリーダーとして従事していた。まず、主索にヒールブロックをセットし、所定の緊張度に引き締めた後、主索のクリップ止めをするための緊張用金具（キドクリップ）をヒールブロック手前に取り付ける為、エンドレス索を足場にし、ヒールブロック索の上部側を手摺りにしながら移動を始めた途端、ヒール線が右方向に捻じれたため、ヒール線を掴んでいた右手母指が巻き込まれて、右母指基節骨骨折の被災をした。	40	60201	7	—

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_06.html